

「賃金三階制」を以て

賃 金 書

十、賃金書提出並に給付

の儘たる回答を求めたのである。

「登二十八日午後一時毎朝園外奉養所炭火當鼠を捕獲して之を糶園事務視の當り、毎朝糶策を糶園の結果夫の糶鼠書を以て出入り、山田川下山田宅中山田の一時の空室を借入外を以て毎朝十三谷の日本炭炭夫組合計集のより六月二十日罷業より生計の困難を一層甚しうするものありしより、炭夫中主顧せしむるのより、特選糶丹を改善せざる糶て炭夫を糶鼠を以ての入炭禁止眼中の規則糶て因る炭夫四十三谷の糶炭中糶糶糶丹の改善要求せざるより糶、六月二十三日糶のてあるより日本炭炭夫組合の糶糶の糶て糶て一階炭

炭夫 糶園會 糶園出炭所

財團 協調會 糶園出炭所

2、衛生設備を完全にされ度

イ、浴場の改善及坑内水の使用廢止

ロ、納屋衛生設備の完備

ハ、飲料水を十分に給與すること

3、労働時間を十時間に制定

4、最底賃金二圓に制定但撰炭夫は最底六十錢のこと

5、入坑手當年功手當を左の通り設けること

イ、三年未滿は一ケ年ニ付十五日分

ロ、五年未滿は一ケ年ニ付二十日分

ハ、十年未滿は一ケ年ニ付二十五日分

ニ、十年以上は一ケ年ニ付三十日分

6、婦人坑夫の解雇手當を左の如く支給せられ度

本年の三、四、五月の統計にて一年に付五十日分一年未滿